

令和 8 年度 第 5 回春日区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 7 月 22 日(水)

午後 6 時 45 分～

会場：上越市市民プラザ 第一会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

- ・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資産活用課）

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・日 時：令和 8 年 月 日（ ）午後 時 分～
- ・会 場：_____
- ・内 容：_____

(2) その他

5 閉会

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

- その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その 4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	春日区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	7
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	10
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	1
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	1
上記のいずれかの取組を実施	220/223	10/11

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	第3木曜日、年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	春日区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	4
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	1
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	1
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	3
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	9
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議 (施設利用者、施設管理者など)		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

令和8年度第5回春日区地域協議会
令和8年7月22日
3議題（1）報告事項
資料No.1-2
資産活用課

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【春日区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	上越市市民プラザ	○	○	用地管財課
3	上越文化会館	○	○	文化振興課
4	岩木多目的研修センター	○	○	農政課
5	春日地区公民館	○		社会教育課
6	春日謙信交流館	○	○	社会教育課
7	埋蔵文化財センター		○	文化行政課
8	上越勤労身体障害者体育館	○	○	スポーツ推進課
9	総合体育館	○	○	スポーツ推進課
10	オールシーズンプール	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「上越市市民プラザ」休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

近年の利用状況を踏まえて休館日を見直すとともに、施設設備等のメンテナンス日として確保するため、休館日を第3水曜日から、第1及び第3水曜日の月2回とします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.1～1.2倍を目安に見直します。

(1) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	第1及び第3水曜日、年末年始	第3水曜日、年末年始

(2) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

施設名	単位	上限額	
		改定後	現行
市民ギャラリーA	1時間	800円	630円
市民ギャラリーB	1時間	800円	630円
市民ギャラリーC	1時間	1,100円	920円
Aホール	1時間	1,000円	840円
Bホール	1時間	1,000円	840円
Cホール	1時間	1,000円	840円
音楽スタジオA	1時間	700円	620円
音楽スタジオB	1時間	700円	620円
工芸室	1時間	1,100円	940円
多目的学習室	1時間	900円	770円
調理室	1時間	700円	620円
第一会議室	1時間	1,300円	1,160円
第二会議室	1時間	1,100円	940円
第三会議室	1時間	1,300円	1,160円
第四会議室	1時間	1,000円	840円
第五会議室	1時間	400円	360円
第六会議室	1時間	400円	360円
第七会議室	1時間	400円	360円
第八会議室	1時間	400円	360円
市民活動室（和室A）	1時間	600円	520円
市民活動室（和室B）	1時間	400円	360円
市民活動室（創作活動室）	1時間	800円	690円
グラスハウス	1時間	1,100円	1,010円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「上越文化会館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

※見直し時期については、指定管理の次回更新時の令和12年度とします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.1～1.2倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後 <u>9</u> 時まで	午前9時から午後10時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>月曜日</u> （休日の場合はその翌日）、12月29日から翌年1月3日まで	【条例】 第3月曜日（休日の場合はその翌日）、12月29日から翌年1月3日まで 【実際の設定】 第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日）、12月29日から翌年1月3日まで

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

区分	単 位		上限額	
	改定後	現行	改定後	現行
大ホール （平日）	同右	午前（午前 9 時 ～12 時）	<u>28,200 円</u>	25,670 円
	同右	午後（午後 1 時 ～5 時）	<u>47,100 円</u>	42,780 円
	夜間（午後 6 時 ～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時 ～10 時）	<u>50,400 円</u>	61,120 円
	全日（午前 9 時 ～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時 ～午後 10 時）	<u>116,300 円</u>	119,780 円
大ホール （土日祝日）	同右	午前（午前 9 時 ～12 時）	<u>37,000 円</u>	33,620 円
	同右	午後（午後 1 時 ～5 時）	<u>61,200 円</u>	55,620 円
	夜間（午後 6 時 ～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時 ～10 時）	<u>65,500 円</u>	79,450 円
	全日（午前 9 時 ～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時 ～午後 10 時）	<u>151,400 円</u>	155,840 円
中ホール （平日）	同右	午前（午前 9 時 ～12 時）	<u>7,400 円</u>	6,730 円
	同右	午後（午後 1 時 ～5 時）	<u>10,800 円</u>	9,780 円
	夜間（午後 6 時 ～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時 ～10 時）	<u>11,100 円</u>	13,450 円
	全日（午前 9 時 ～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時 ～午後 10 時）	<u>26,900 円</u>	27,500 円
中ホール （土日祝日）	同右	午前（午前 9 時 ～12 時）	<u>10,100 円</u>	9,170 円
	同右	午後（午後 1 時 ～5 時）	<u>14,100 円</u>	12,840 円
	夜間（午後 6 時 ～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時 ～10 時）	<u>14,600 円</u>	17,730 円
	全日（午前 9 時 ～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時 ～午後 10 時）	<u>35,900 円</u>	36,670 円
第 1 楽屋	同右	午前（午前 9 時 ～12 時）	<u>1,400 円</u>	1,230 円
	同右	午後（午後 1 時 ～5 時）	<u>1,900 円</u>	1,740 円
	夜間（午後 6 時 ～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時 ～10 時）	<u>1,400 円</u>	1,740 円
	全日（午前 9 時 ～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時 ～午後 10 時）	<u>4,300 円</u>	4,280 円

区分	単 位		上限額	
	改定後	現行	改定後	現行
第 2 楽屋	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>1,100 円</u>	920 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,600 円</u>	1,430 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>1,200 円</u>	1,430 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>3,400 円</u>	3,370 円
第 3 楽屋	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>1,000 円</u>	820 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>900 円</u>	1,020 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>2,500 円</u>	2,450 円
第 4 楽屋	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>900 円</u>	720 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,100 円</u>	920 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>800 円</u>	920 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>2,100 円</u>	2,140 円
第 5 楽屋	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>900 円</u>	720 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,100 円</u>	920 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>800 円</u>	920 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>2,100 円</u>	2,140 円
楽屋事務室	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>1,000 円</u>	820 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>900 円</u>	1,020 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>2,500 円</u>	2,450 円

区分	単 位		上限額	
	改定後	現行	改定後	現行
リハーサル室	同右	午前（午前 9 時～12 時）	<u>2,600 円</u>	2,350 円
	同右	午後（午後 1 時～5 時）	<u>3,800 円</u>	3,470 円
	夜間（午後 6 時～ <u>9</u> 時）	夜間（午後 6 時～10 時）	<u>2,900 円</u>	3,470 円
	全日（午前 9 時～午後 <u>9</u> 時）	全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>8,300 円</u>	8,360 円
大会議室	<u>1 時間につき</u>	午前（午前 9 時～12 時）	<u>2,300 円</u>	6,320 円
		午後（午後 1 時～5 時）	<u>2,300 円</u>	8,250 円
		夜間（午後 6 時～10 時）	<u>2,300 円</u>	8,250 円
		全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>全日は設定しない</u>	20,780 円
中会議室	<u>1 時間につき</u>	午前（午前 9 時～12 時）	<u>1,300 円</u>	3,570 円
		午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,300 円</u>	4,690 円
		夜間（午後 6 時～10 時）	<u>1,300 円</u>	4,690 円
		全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>全日は設定しない</u>	11,820 円
小会議室	<u>1 時間につき</u>	午前（午前 9 時～12 時）	<u>800 円</u>	2,140 円
		午後（午後 1 時～5 時）	<u>800 円</u>	2,750 円
		夜間（午後 6 時～10 時）	<u>800 円</u>	2,750 円
		全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>全日は設定しない</u>	6,930 円
和室	<u>1 時間につき</u>	午前（午前 9 時～12 時）	<u>1,200 円</u>	3,370 円
		午後（午後 1 時～5 時）	<u>1,200 円</u>	4,280 円
		夜間（午後 6 時～10 時）	<u>1,200 円</u>	4,280 円
		全日（午前 9 時～午後 10 時）	<u>全日は設定しない</u>	11,000 円
屋外展示場	同右	1 日	<u>5,400 円</u>	4,890 円

区分		単 位		上限額	
		改定後	現行	改定後	現行
広 場	行商その他これらに類するもの	同右	1 日 1 平方メートル	<u>60 円</u>	50 円
	業として行う写真撮影	同右	1 日	<u>150 円</u>	110 円
	業として行う映画撮影	同右	1 時間	<u>3,400 円</u>	3,060 円
	興行	同右	1 日 1 平方メートル	20 円	20 円
	集会、展示会その他これらに類する催し	同右	1 日 1 平方メートル	10 円	10 円
附 属 設 備	舞台照明 A セット	同右	1 式	<u>12,300 円</u>	11,210 円
	舞台照明 B セット	同右	1 式	<u>18,500 円</u>	16,810 円
	プロセニウムサスペンションライト	同右	1 列	<u>1,500 円</u>	1,330 円
	アップパーホリゾントライト	同右	1 列	<u>1,500 円</u>	1,330 円
	ロアーホリゾントライト	同右	1 列	<u>1,500 円</u>	1,330 円
	フルコンサートピアノ（スタインウェイ）	同右	1 台	<u>11,200 円</u>	10,190 円
	その他持込機材	同右	1kw	<u>300 円</u>	260 円
	平台（90cm×90cm）	<u>1 枚</u>	（新規）	<u>160 円</u>	（新規）
	コンサート用ピアノベンチ	<u>1 脚</u>	（新規）	<u>200 円</u>	（新規）
	松羽目	<u>（破損廃棄）</u>	1 式	<u>（破損廃棄）</u>	1,740 円
	竹羽目	<u>（破損廃棄）</u>	1 式	<u>（破損廃棄）</u>	1,740 円
	平台（90 cm×270 cm）	<u>（破損廃棄）</u>	1 枚	<u>（破損廃棄）</u>	260 円
	多眼レンズ	<u>（破損廃棄）</u>	1 台	<u>（破損廃棄）</u>	130 円
	ストロボ	<u>（破損廃棄）</u>	1 式	<u>（破損廃棄）</u>	1,230 円

区分		単 位		上限額	
		改定後	現行	改定後	現行
附属設備	MDプレーヤー	<u>(破損廃棄)</u>	1 台	<u>(破損廃棄)</u>	1,230 円
	16 ミリ映写機	<u>(破損廃棄)</u>	1 式	<u>(破損廃棄)</u>	1,330 円
	スライド映写機	<u>(破損廃棄)</u>	1 台	<u>(破損廃棄)</u>	720 円
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>(破損廃棄)</u>	1 台	<u>(破損廃棄)</u>	720 円
	テレビ放送用持込設備	<u>(利用実績ないため削除)</u>	1 式	<u>(利用実績ないため削除)</u>	30,560 円
	ラジオ放送用持込設備	<u>(利用実績ないため削除)</u>	1 式	<u>(利用実績ないため削除)</u>	6,120 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

大ホール、第 1～5 楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、屋外展示場、広場を含む使用料（利用料金の上限額）に市外利用料金（定額の 200 パーセント）を設定する。

「岩木多目的研修センター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.2倍を目安に見直します。（100円台には150円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	毎週 2 日（曜日未定）、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
多目的ホール	1 時間につき	600 円	480 円
第 1 会議室	1 時間につき	150 円	110 円
第 2 会議室	1 時間につき	150 円	110 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「春日地区公民館（春日謙信交流館）」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	第 2・第 4 火曜日、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
集会室 1（ステージを含む。）	1 室 1 時間につき	800 円	680 円
集会室 2		500 円	410 円
集会室 3		500 円	410 円
第 1 会議室		300 円	240 円
第 2 会議室		150 円	120 円
和室 1（21 畳）		300 円	200 円
和室 2（12 畳）		150 円	120 円
調理室		300 円	240 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「上越市埋蔵文化財センター」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.1倍を目安に見直します。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室	1時間につき	1,200円	1,060円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が30分を超え、1時間以内のときは1時間とし、30分以下のときは1時間の半額として計算する。

（例1）使用時間実績※が45分⇒使用料は1時間として計算

（例2）使用時間が2時間30分⇒使用料は2時間30分として計算

（例3）使用時間実績※が2時間50分⇒使用料は3時間として計算

※使用時間の申請・承認は30分単位

使用料（利用料金の上限額）に市外利用料金（定額の200パーセント）を設定する。

「上越勤労身体障害者体育館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 一体管理をしている総合体育館の見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>10</u> 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日（一体管理をしている総合体育館と同様）を設定

区分	改定後	現行
休館日	木曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	第 4 金曜日（休日の場合は、第 3 金曜日）、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 体育館の占有利用は、照明料金及び冷暖房設備を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 体育館の共用利用、音響設備は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
体育館	占用利用		1 時間につき	<u>1,200 円</u>	510 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	210 円
	冷暖房設備			<u>(廃止)</u>	160 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	210 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	840 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	（なし）
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	440 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	（なし）
	音響設備		1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円
温水シャワー		1 人 1 回につき	<u>(廃止)</u>	110 円	

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「総合体育館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>10</u> 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	木曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	第 4 金曜日（休日の場合は、第 3 金曜日）、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 競技場の占用利用は、照明料金及び冷暖房設備を含めた額とします。市内の体育館同規模（バスケットボールコート 2 面程度の拠点施設）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 競技場の共用利用、放送設備、本部室、温水シャワー並びに卓球場、柔剣道場、トレーニング走路、ミーティングルームは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
競技場	占用利用		1 時間につき	<u>2,800 円</u>	2,480 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	500 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	2,000 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	(なし)
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	250 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,000 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	(なし)
	放送設備		1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円
温水シャワー		1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円	
卓球場	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	560 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	280 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,120 円
			回数券（11 回分）	<u>3,000 円</u>	(なし)
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	140 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	560 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	(なし)
	柔剣道場	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>
共用利用		一般	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	280 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,120 円
			回数券（11 回分）	<u>3,000 円</u>	(なし)
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	140 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	560 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	(なし)
トレーニング 走路		共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>
	1 人 1 月につき			<u>(廃止)</u>	640 円
	回数券（11 回分）			<u>2,000 円</u>	(なし)
	中学生以下		1 人 1 回につき	<u>100 円</u>	80 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	320 円
			回数券（11 回分）	<u>1,000 円</u>	(なし)
ミーティン グルーム	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	500 円
本部室	占用利用		1 時間につき	<u>300 円</u>	140 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「オールシーズンプール」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現行の運用実態に合わせて利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	○平日 午後 0 時から午後 8 時まで ○土曜日、日曜日及び休日 午前 8 時から午後 5 時まで	【条例】 ○平日及び土曜日 午後 0 時 30 分から午後 7 時 30 分まで ○日曜日及び休日 午前 10 時から午後 5 時 30 分まで 【実際の設定】 ○平日及び土曜日 午前 8 時から午後 8 時まで ○日曜日及び休日 午前 8 時から午後 5 時 30 分まで ○夏期の日曜日及び休日 午前 8 時から午後 7 時まで

※改定後の開館時間における共用利用時間は、平日は午後 0 時から午後 7 時まで、土曜日は午後 0 時から午後 5 時、日曜日及び休日は午前 10 時から午後 5 時までとします。

※改定後の開館時間における団体利用時間は、平日の午後 7 時から午後 8 時まで、土曜日の午前 8 時から午後 0 時まで、日曜日及び休日の午前 8 時から午前 10 時までとし、事前に予約がない場合は閉館とします。

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、休日の翌日、年末年始	水曜日（休日の場合は、その翌日。7 月 25 日から 8 月 31 日までを除く。）、休日の翌日、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ プールは、市内のプール同規模（温水機能のある 25m プール）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

なお、他施設に合わせて、新たに占用利用、回数券、20 人以上の団体共用利用等を設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
占用利用			1 時間につき	<u>11,200 円</u>	(なし)
コース占用加算額			1 コース 1 時間につき	<u>400 円</u>	(なし)
共用利用	一般	個人	1 人 1 回につき	<u>500 円</u>	460 円
			回数券 (11 回分)	<u>5,000 円</u>	4,600 円
		団体 (20 人以上)	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	230 円
	中学生以下	個人	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	230 円
			回数券 (11 回分)	<u>3,000 円</u>	2,300 円
		団体 (20 人以上)	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	130 円

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料（利用料金の上限額）の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定

令和8年度第5回春日区地域協議会
令和8年7月22日
3議題（1）報告事項
資料No.1-12
資産活用課

公の施設白書

（令和6年度実績・春日区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

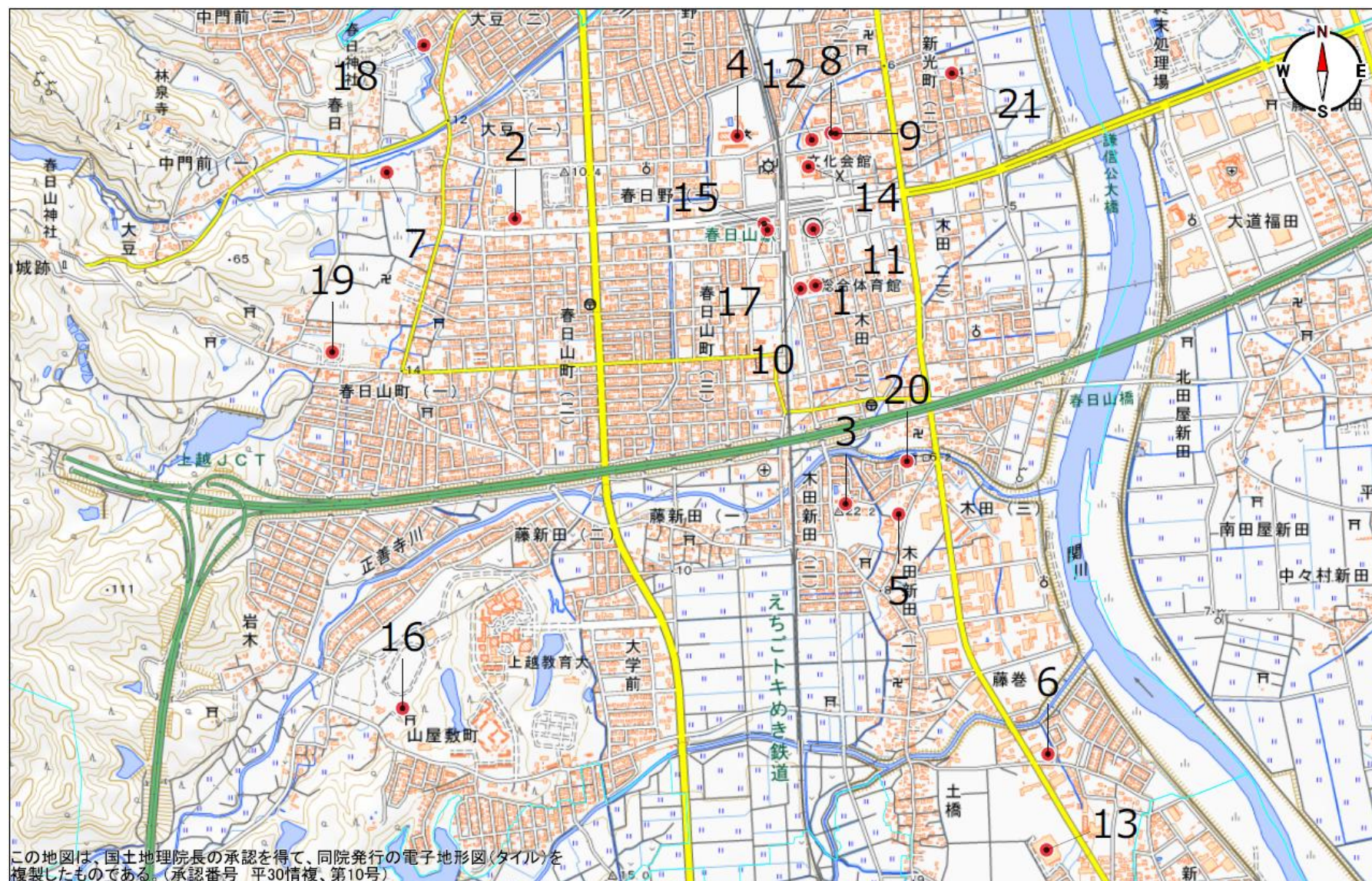
3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市役所(木田庁舎)	市役所、総合 事務所	コンクリ	49/50	17,028.11	-	148,630	-	直営	別の計画等
2	上越市立春日小学校	小学校	コンクリ	41/47	8,111.00	707	41,148	58,201	直営	別の計画等
3	上越市立高志小学校	小学校	コンクリ	48/47	6,547.00	426	33,964	79,728	直営	別の計画等
4	上越市立春日中学校	中学校	コンクリ	42/47	7,779.00	537	22,934	42,708	直営	別の計画等
5	高志児童館	児童館	木造	58/22	334.75	0	0	-	-	休止中
6	ファミリーヘルプ保育園	保育園	鉄骨	38/34	792.51	7,428	64,119	8,632	直営(業務委託)	別の計画等
7	春日山ゲートボール場	屋外ゲート ボール場	鉄骨	38/-	58.67	5,291	2,373	448	直営(業務委託)	現状維持
8	上越保健センター	保健センター	コンクリ	43/60	786.06	4,868	3,785	778	直営	現状維持
9	上越休日・夜間診療所	医療機関	コンクリ	43/38	331.26	7,432	13,703	1,844	直営	現状維持
10	上越勤労身体障害者体育館	体育館	コンクリ	45/47	998.00	25,451	377	15	指定管理	現状維持
11	総合体育館	体育館	コンクリ	45/47	4,928.00	87,268	21,602	248	指定管理	現状維持
12	オールシーズンプール	プール	コンクリ	49/47	2,310.79	61,512	50,586	822	指定管理	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	上越市市民プラザ	基幹的総合施設	鉄骨	39/40	10,159.71	253,509	82,466	325	指定管理	現状維持
14	上越文化会館	基幹的総合施設	コンクリ	47/50	6,637.75	80,723	72,848	902	指定管理	現状維持
15	春日地区公民館	公民館	鉄骨	16/38	878.58	0	0	—	直営	現状維持
16	岩木多目的研修センター	地区集会施設	木造	31/24	282.59	2,636	0	0	指定管理	現状維持
17	春日謙信交流館	貸館・交流施設	鉄骨	16/38	878.58	76,610	16,325	213	直営(業務委託)	現状維持
18	春日山城史跡広場	博物館・文化歴史関係施設	木造	29/24	219.18	29,313	45,330	1,546	直営	現状維持
19	埋蔵文化財センター	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	23/47	2,099.98	23,311	15,363	659	直営	現状維持
20	木田児童遊園	児童遊園	—	56/—	0.00	—	162	—	直営	別の計画等
21	薄袋児童遊園	児童遊園	—	43/—	0.00	—	40	—	直営	別の計画等
	小計					667,022	635,755	953		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理形態	取組方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。